

○白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 26 日

告示第 110 号

(趣旨)

第 1 条 市は、市民が安全に安心して生活できるよう、地震による木造住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、当該住宅内に耐震シェルターを設置する所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、白岡市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 10 年白岡市規則第 1 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、「耐震シェルター」とは、既存木造住宅内に設置し、地震により当該木造住宅が倒壊した場合に、安全な空間を確保することで居住者の生命を守る装置であって、公的機関が耐震実験を行い安全性の評価を受けたことが確認できるもの又は行政庁等が信頼性を推奨し、かつ、公表されていることが確認できるものをいう。

(補助の対象となる耐震シェルター及び要件)

第 3 条 補助対象となる耐震シェルターは、白岡市既存建築物耐震診断補助金交付要綱（平成 20 年白岡町告示第 79 号）による耐震診断を実施した結果、安全性の上部構造評点が 1.0 未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと判定された建築物（以下「補助対象木造住宅」という。）の 1 階部分に設置するものとする。

(補助金の交付対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 当該補助対象木造住宅に居住していること。
- (3) 耐震シェルターを設置する補助対象木造住宅の所有者又はその 2 親等以内の親族であること。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、耐震シェルターの購入及び設置に要する費用（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、15万円を限度とする。

（令8告示77・一部改正）

（補助の制限）

第6条 補助金の交付は、補助対象木造住宅1棟につき1回限りとする。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、様式第1号の白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金交付申請書のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、当該耐震シェルターの購入及び設置に係る契約の締結前とする。

3 規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象木造住宅の建築確認通知書の写し又は建築時期が確認できる書類
- (2) 当該補助対象木造住宅に申請者が居住していることが確認できる書類
- (3) 補助対象木造住宅の所有者が確認できる書類
- (4) 耐震診断結果書の写し
- (5) 耐震シェルターを設置しようとする補助対象木造住宅の設計図（耐震シェルターの設置場所を表示したもの）
- (6) 耐震シェルターの購入及び設置に要する費用の見積書の写し
- (7) 申請者以外の補助対象木造住宅の所有者全員が耐震シェルターの購入及び設置に同意する旨の記載のある書面
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知の様式）

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号の白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金交付決定通知書のとおりとする。

（耐震シェルター設置の変更又は中止）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、耐震シェルターに係る補助金の交付の申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更で、費用に変更が生じないものを除く。）は、様式第 3 号の白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金変更承認申請書に当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、速やかに審査を行い、変更内容がこの告示の目的及び規定に適合していると認めたときは、様式第 4 号の白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金変更通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助対象者は、やむを得ない事情により耐震シェルターの設置を中止するときは、速やかに様式第 5 号の白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金交付辞退届により市長に届け出なければならない。

（実績報告書の様式等）

第 10 条 規則第 15 条の実績報告書の様式は、様式第 6 号の白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金交付実績報告書のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、当該会計年度の 3 月 10 日までとする。ただし、同日までに耐震シェルターの設置が完了しないことについて合理的な理由があると市長が認める場合は、この限りではない。

3 規則第 15 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同条第 3 号に規定する市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 耐震シェルターの設置完了が確認できる写真
- (2) 耐震シェルターの購入及び設置に係る契約書等の写し
- (3) 耐震シェルターの購入及び設置に要した費用に係る内訳書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 11 条 規則第 16 条の規定による補助金額の確定通知書は、様式第 7

号の白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金交付額確定通知書のとおりとする。

（補助金の交付請求）

第 12 条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、様式第 8 号の白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 13 条 規則第 20 条第 1 項の規定による補助金の返還請求書の様式は、様式第 9 号の白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金返還請求書のとおりとする。

（書類の整備）

第 14 条 補助対象者は、補助金の対象となった耐震シェルターの購入及び設置に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 27 日告示第 231 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の白岡市既存建築物耐震シェルター設置補助金交付要綱の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日告示第 77 号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月 30 日告示第 189 号）

この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。